

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日は、
日か、
の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則
市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十一号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「法定納期限の到来したときにおいて」を「資本又は出資の金額(法定納期限が到来したときにおける資本又は出資の金額をいう。以下この号において同じ。)が五百万円を超える法人が納付した県民税及び事業税」に、「こえる」を「超える」に、「県税及び」を「県税(県民税及び事業税を除く。)並びに」に、「三十円」を「百元」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の七十」に、「百分の七十」を「百分の九十」に、「百分の一・三」を「百分の一・五」に、「百分の〇・七」を「百分の一・〇」に改める。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第三号様式)」に改める。
第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第三号様式)」に改める。
第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第四号様式)」に改める。
第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第七号様式)」に改める。

30円	1.3	0.7
	100	100

を

100円	1.5	1.0
	100	100

に改める。

第五号様式その一中「第五号様式その一」を「第五号様式その一(第七号様式)」に改める。

第五号様式その二中「第五号様式その二」を「第五号様式その二(第七号様式)」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第八号様式)」に改める。
第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第八号様式)」に改める。
第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第九号様式)」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 補助金の交付に関する計算期間が昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの県税の納付又は納入に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十二号

市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(端数計算)

第二条 基準税額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算する。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{ (19,555円 \times a) \times A \times 1.004484 - B + C + D \} \times 0.731$$

算式の符号

A 昭和48年度市町村税課税状況等の調(昭和48年7月4日付 受地第433号 各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。以下同じ。)

第12表(8)の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAに定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和48年度市町村税課税状況等の調 第12表(8)の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(1)欄に係る額に0.944を乗じて得た額(500円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円とする。)

C 昭和48年度市町村税課税状況等の調 第16表の表側「昭和47年度」のうち「計」欄に係る額に0.950を乗じて得た額(500円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和48年度市町村税課税状況等の調 第12表(8)の表側「計」及び表頭「算出税額」のうち「分離短期譲渡所得分」欄及び「分離長期譲渡所得分」欄に係る額の合算額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBに定める単位額補正率

(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村たばこ消費税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額(算定の過程において、たばこの本数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

算式

$$\left[4.331 \text{円} \times \left\{ (A \times B) \times 0.999998 \right\} \times 0.18575 \right]$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和48年3月1日から昭和49年2月28日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数(以下本条において「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.071 \right) \times 1.057$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和46年3月1日から昭和47年2月29日までの間の売り渡し本数

(電気税の基準税額の算定方法)

第五条 電気税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A \times B \times 0.75) \times 0.999169$$

算式の符号

A 昭和48年3月1日から昭和49年2月28日までの電気料金に係る電気ガス税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであつた額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気ガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left\{ \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.1334 \right) \times 1.0090 \right\} \times 0.8974$$

a 昭和47年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和45年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額
(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left(A \times \frac{67}{72} \times B \times 0.75 \right) \times 0.999747$$

算式の符号

A 昭和48年3月1日から昭和49年2月28日までのガス料金に係る電気ガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであつた額の合算額

B 次の算式によつて算定したガス料金に係る電気ガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left\{ \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.1114 \right) \times 1.0348 \right\} \times 0.7842$$

- a 昭和47年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額
- b 昭和45年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和四十五年、昭和四十六年及び昭和四十七年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて得た数量(一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)とする。

区 分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用するもの	〇・六一二八六四
その他のもの	〇・六五八二九五

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和四十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 市町村に対して交付すべき昭和四十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十六年十月鳥取県規則第八十一号)
- 二 市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十二号)
- 三 市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十五号)

別表第一(第三条関係)

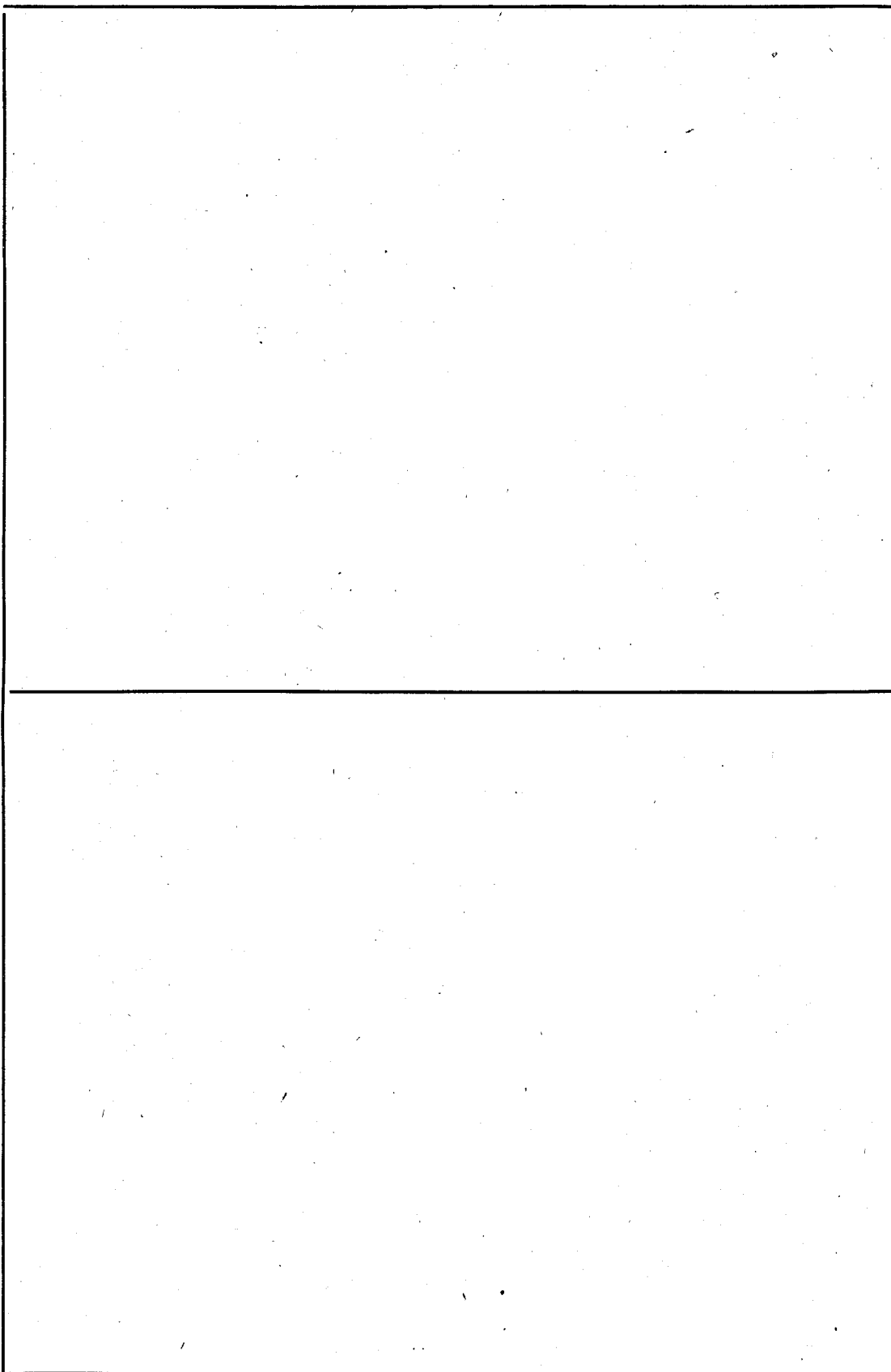
市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘ずる率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下	四、七九三
五万円を超え十万円以下	一、八七四
十万円を超え三十万円以下	一、一七三
三十万円を超え五十万円以下	一、〇三三
五十万円を超え八十万円以下	一、〇一三
八十万円を超え百十万円以下	一、〇〇八
百十万円を超え百五十万円以下	一、〇〇六
百五十万円を超え二百五十万円以下	一、〇〇一
二百五十万円を超える額	一、〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A		B		市町村名	A		B	
	上	下	上	下		上	下	上	下
鳥取市	一、〇〇八	一、二六九	〇、六〇九	〇、七七五	東郷町	一、〇七七	〇、七四五	〇、七四五	〇、七四五
米子市	一、〇一八	一、一五〇	〇、九六六	〇、七四九	三朝町	一、〇六六	〇、七四九	〇、七四九	〇、七四九
倉吉市	一、〇一九	〇、九六六	〇、九六六	〇、六六九	関金町	一、一三三	〇、六六九	〇、六六九	〇、六六九
境港市	一、〇一六	〇、九九四	〇、九九四	〇、六八五	北条町	一、〇三四	〇、六八五	〇、六八五	〇、六八五
国府町	〇、九八七	〇、八〇九	〇、八〇九	〇、八三二	大栄町	一、〇九九	〇、八三二	〇、八三二	〇、八三二
岩美町	一、〇〇七	〇、九七八	〇、九七八	〇、七六五	東伯町	一、〇八七	〇、七六五	〇、七六五	〇、七六五
福部村	一、〇八〇	〇、五六四	〇、五六四	〇、九一二	赤碓町	一、〇四八	〇、九一二	〇、九一二	〇、九一二
郡家町	一、〇〇九	〇、七七八	〇、七七八	〇、六三三	西伯町	一、〇五八	〇、六三三	〇、六三三	〇、六三三
船岡町	一、〇五九	〇、七四三	〇、七四三	〇、七九六	会見町	一、〇八七	〇、七九六	〇、七九六	〇、七九六
河原町	一、〇六六	〇、八〇八	〇、八〇八	〇、六七四	岸本町	一、一〇二	〇、六七四	〇、六七四	〇、六七四
八東町	一、〇六九	〇、六六六	〇、六六六	〇、六七五	日吉津村	一、〇二六	〇、六七五	〇、六七五	〇、六七五
若桜町	一、〇七九	〇、六五五	〇、六五五	〇、七〇八	淀江町	一、〇六七	〇、七〇八	〇、七〇八	〇、七〇八
用瀬町	一、〇四六	〇、七四九	〇、七四九	〇、六一八	大山町	一、〇六八	〇、六一八	〇、六一八	〇、六一八
佐治村	一、〇六八	〇、五七七	〇、五七七	〇、七四六	名和町	一、〇九二	〇、七四六	〇、七四六	〇、七四六
智頭町	一、〇六一	〇、九八六	〇、九八六	〇、五九四	中山町	一、一二三	〇、五九四	〇、五九四	〇、五九四
気高町	一、〇七四	〇、七八〇	〇、七八〇	〇、九一六	日南町	〇、九八九	〇、九一六	〇、九一六	〇、九一六
鹿野町	一、〇八七	〇、六六四	〇、六六四	〇、九六五	日野町	一、〇二二	〇、九六五	〇、九六五	〇、九六五
青谷町	一、〇八一	〇、六三〇	〇、六三〇	〇、七〇六	江府町	一、〇七〇	〇、七〇六	〇、七〇六	〇、七〇六
羽合町	一、〇四三	〇、六七七	〇、六七七	〇、七八〇	溝口町	一、〇八五	〇、七八〇	〇、七八〇	〇、七八〇
泊村	一、〇四四	〇、六〇九	〇、六〇九						



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】